

○旧国分寺市立第四小学校跡地売却事業者選定審査委員会設置条例

平成 19 年 6 月 29 日

条例第 19 号

(設置)

第 1 条 旧国分寺市立第四小学校の跡地(以下「跡地」という。)を売却するに当たり、当該跡地を売却する事業者(以下「事業者」という。)を公正かつ公平に選定するため、旧国分寺市立第四小学校跡地売却事業者選定審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を市長に答申する。

- (1) 事業者の公募に関すること。
- (2) 事業者の審査及び評価に関すること。
- (3) 事業者の選定に関すること。
- (4) その他市長が特に必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する答申をもって終了する。

- 2 委員が欠けたときは、後任の委員を補充することができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の責務)

第 6 条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、直接又は間接を問わず、跡地の売却について、その公募に参加してはならない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第 7 条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 8 条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第 9 条 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、政策部政策経営課において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

(国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 40 年条例第 45 号)の一部を次のように改正する。